平成３０年（フ）第４２２号
愛知県小牧市田県町137番地　メイプルガーデン田県301号、従前の住所愛知県小牧市大字小松寺37番地１　グレースメゾン小牧ヒルズ302号
債務者　長瀬　孝博
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２２５号
神戸市長田区長田天神町６丁目５番２―303号
債務者　杉村比凡美
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２５４号
神戸市兵庫区和田崎町３丁目１番18号　第２大西ビル３Ｆ
債務者　富田眞智子
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３０６号
神戸市中央区元町通５丁目１番８―501号、従前の住所神戸市垂水区塩屋町３丁目12番41号
債務者　茨木　博行
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１３０号
沖縄県浦添市牧港２丁目27番５号　善平アパート　３―Ｂ
債務者　安部恵美子
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第１３２号
沖縄県那覇市宇栄原４丁目18番４―1006号　宇栄原市営住宅４
債務者　山城　悦子
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第２１４号
神奈川県伊勢原市下糟屋2286番地
債務者　中倉　　健
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第２２９号
神奈川県秦野市渋沢上２―５―１　セジュールＲ201、住民票上の住所神奈川県秦野市並木町３番11号
債務者　守屋　舞波
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第５４号
島根県安来市西赤江町674番地14
債務者　金田　智宏
1　決定年月日時　平成30年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１８７号
神奈川県愛甲郡愛川町中津7300番地の39
債務者　伊藤　恵美
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第２２３号
神奈川県小田原市新屋23番地の２　メゾンオークラ103
債務者　遠藤　洋子（旧姓平澤）
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第２３３号
神奈川県小田原市中村原172―１　百年の杜中村原　内、住民票上の住所神奈川県足柄下郡湯河原町鍛冶屋593番地の141
債務者　会澤　仁治
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第８７号
沖縄県島尻郡八重瀬町字宜次644番地４　外間団地１棟405号
債務者　町田　千鶴（旧姓東恩納）
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第１０７号
沖縄県那覇市識名３丁目18番９号　サンハイツ３―Ｂ
債務者　浅井　桃一
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第１１３号
沖縄県那覇市首里末吉町４丁目１番地６　吉浜アパート201
債務者　下地　幸恵（旧姓具志）
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第１１８号
沖縄県那覇市小禄１丁目28番18号　ハピネスハイツ２―Ｄ
債務者　金城みさ子（旧姓比嘉）
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部